



福岡県医発第 2625 号 (地)

平成 26 年 12 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県がん対策アクションプランについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県では、平成 25 年度から 5 か年のがん対策の基本的方向性を示した「福岡県がん対策推進計画」を定めております。同計画では分野別施策と個別目標として、「がん医療」、「がんに関する相談支援及び情報提供体制の整備」、「がん予防の推進」、「がんの早期発見の推進」、「がん登録の推進」、「がん研究の推進」、「働く世代のがん患者支援の充実」、「小児がん対策の充実」が掲げられています。

また、県においては、同計画を推進するための具体的な取組として「福岡県がん対策アクションプラン」が作成されています。

今般、福岡県保健医療介護部健康増進課より「福岡県がん対策アクションプラン（平成 25 年度～29 年度）」が参りましたので、貴会におかれましてもご了解くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

公印省略

26健第4449号

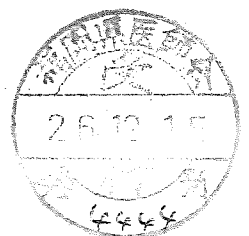
平成26年12月12日

各関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

福岡県がん対策アクションプランについて（送付）

このことについて、別添のとおり更新したので送付します。



福岡県がん対策推進計画を推進するための具体的な取組

～福岡県がん対策アクションプラン～

(平成25年度～29年度)



福岡県がん検診受診率向上イメージキャラクター
「検診くん」

平成26年3月

福岡県保健医療介護部健康増進課

目 次

I	福岡県がん対策アクションプランについて	1
II	全体目標「がんによる死亡者の減少」	2
III	個別目標と具体的な取組	2
1	がん医療	2
(1)	医療提供体制等の整備	2
(2)	放射線治療、化学療法、手術療法の更なる充実と医療従事者の育成	3
(3)	がんと診断された時からの緩和ケアの推進	4
(4)	在宅医療の推進	5
2	がんに関する相談支援及び情報提供体制の整備	6
3	がんの予防の推進	7
4	がんの早期発見の推進	8
5	がん登録の推進	10
6	がん研究の推進	11
7	働く世代のがん患者支援の充実	11
8	小児がん対策の充実	12

I 福岡県がん対策アクションプランについて

(平成 25 年度～平成 29 年度)

1 趣旨

福岡県がん対策推進計画（以下「計画」という。）は、平成 20 年に策定した前計画の達成状況及び本県のがんを取り巻く現状と課題を踏まえて、平成 25 年度から 5 か年のがん対策の基本的方向を定めたものです。

計画では分野別施策と個別目標として、「がん医療」「がんに関する相談支援及び情報提供体制の整備」「がん予防の推進」「がんの早期発見の推進」「がん登録の推進」「がん研究の推進」「働く世代のがん患者支援の充実」「小児がん対策の充実」を掲げています。

県では、がん対策推進計画を推進するための具体的な取組として福岡県がん対策アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）を作成し、がん対策のより一層の推進に努めます。

2 計画におけるアクションプランの位置づけ

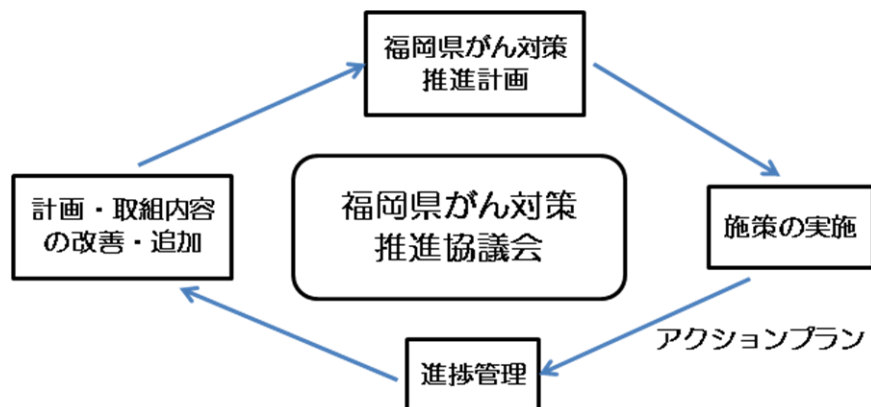
アクションプランでは、本県の計画に記載されている施策について、目標を達成するための取組を明確にし、取組に対する実施状況を年度ごとに把握していきます。

また、このアクションプランでは、県の実情に即した個別目標を定めるほか、行政、医療機関、関係団体、県民といった、実施主体別の具体的な取組を併せて定めています。

3 福岡県がん対策推進協議会の役割

福岡県がん対策推進協議会は、アクションプランの作成や見直し、進行管理について協議を行います。

[位置づけ]



4 取組の期間

計画の推進期間である平成 25 年度から平成 29 年度までを期間とします。

Ⅱ 全体目標「がんによる死亡者の減少」(75歳未満の年齢調整死亡率の20%以上減少)

	前計画策定時 平成 20 年度	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の 評価
75 歳未満年齢調整 死亡率(人口 10 万対)	100.8	87.6	86.0	80.6	進展している
胃	13.3	10.2	10.0	10.6	() 内は各がんの平成 17 年 年齢調整死亡率の 20% 減少 値
大腸	12.0	10.5	10.6	9.6	
肝臓	16.6	10.6	8.9	13.3	
肺	16.3	15.2	15.5	13.0	
乳房(女性のみ)	11.5	11.7	11.1	9.2	
(前計画から 10 年目標)	(平成 17 年)	(平成 22 年)	(平成 24 年)	(平成 27 年)	

Ⅲ 個別目標と具体的な取組

1. がん医療

(1) 医療提供体制等の整備

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の 評価
㊤地域連携クリティカルパスの活用状況(延べ連携病院数、延べ患者数)	連携先 224 件 患者数 342 人 (平成 24 年 10 月 31 日)	連携先 400 件 患者数 670 人 (平成 25 年 10 月 31 日)	連携先 1300 件 患者数 2300 人	進展している

【具体的な取組】

◆福岡県、県内市町村(以下、「行政」という。)

- ・県は、国が示す「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、福岡県のがん診療提供体制の在り方等を検討し、がん診療連携拠点病院等及び県指定がん診療拠点病院(以下「拠点病院」という。)を整備する。
- ・県は、福岡県がん対策推進協議会においてがん対策の総合的かつ計画的な推進などの協議を行う。
- ・県は、福岡県がん診療連携協議会及び各専門部会の円滑な運営に必要な支援および調整等を行う。
- ・県は、拠点病院の診療機能及び診療従事者の配置などの状況について把握し、公表を行う。
- ・県は、地域連携クリティカルパス(私のカルテ)について、情報提供を行う。

◆医療機関

- ・各医療機関において、医師及びメディカルスタッフ等がそれぞれの専門性を活かした多職種

によるチーム医療を提供できる体制を整備する。

- ・地域連携クリティカルパスを活用し、相互間の連携を図り医療の均てん化等に努める。
- ・各医療機関において、医科歯科連携や薬々連携など、情報を相互に共有し、円滑な連携関係の構築に努める。
- ・拠点病院等において、質の高いがんリハビリテーションの実施を推進する。
- ・拠点病院等は、がん診療におけるセカンドオピニオン体制の充実、周知を図る。
- ・拠点病院等は、集学的治療が実施されるようがんサージカルボードを設置し、定期的を開催することにより、各診療科間の連携を促進する。

◆県内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会や学会、患者団体等（以下、「関係団体」という。）

- ・福岡県がん診療連携協議会において、術後補助療法などがんに関連する新たな地域連携クリティカルパスについて検討を行う。
- ・各専門職種団体において医療従事者の質の向上のための研修会等を開催する。
- ・福岡県歯科医師会は、診療情報提供書等を活用した医科歯科連携を推進する。

◆県民

- ・がんの医療機能の現状を知り、今後必要と思われる医療機能について提案する。
- ・地域連携クリティカルパス（私のカルテ）について、理解に努める。

（2）放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実と医療従事者の育成

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の 評価
⑨ 拠点病院における医療従事者の配置状況				
・がん薬物療法専門医	9/18	—	18/18	—
・放射線治療専門医	14/18	—	18/18	—
・呼吸器外科専門医	13/18	—	18/18	—
・消化器外科専門医	17/18	—	18/18	—
・乳腺専門医	10/18	—	18/18	—

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、拠点病院のがん診療医療従事者に対する各種研修への受講推進を図る。
- ・県は、がん専門医療従事者を育成するため、研修等を受けやすい環境づくりを支援する。

◆医療機関

- ・がん診療を担う医療機関は、自施設のがん医療水準の向上に努める。
- ・すべての拠点病院において、放射線治療専門医やがん薬物療法専門医の配置を行う。
- ・すべての拠点病院において、専門的な知識および技能を有する手術療法に携わる医師の配

置を行う。(なお、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」においては、当該医師について具体的には示されていないが、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医、乳腺専門医の配置を到達目標とした。)

◆関係団体

- ・県内 5 大学は、がん医療に関する指導者、リーダーを養成する「九州がんプロ養成基盤推進プラン」等により、拠点病院と連携して、がん専門医療従事者やがん研究者を育成する。

◆ 県民

- ・がんの医療機能の現状を知り、今後必要と思われる医療機能について提案する。

(3)がんと診断された時からの緩和ケアの推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の 評価
㊦緩和ケア指導者研修及び精神腫瘍学指導者研修会総修了者数	緩和ケア 89 名 精神 34 名 (平成 23 年度)	— —	緩和ケア 200 名 精神 72 名	— —
「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」の総修了者数	1,330 人 (平成 23 年度)	—	6,000 人	—
㊦緩和ケア診療加算の算定施設数	8/18	—	18/18	—
㊦緩和ケアの認知度 緩和ケアを「知らない」割合	35.7% (平成 25 年度) (内閣府 がん対策に関する世論調査)	—	0%	—

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、県民が緩和ケアについての理解を深めるために、緩和ケアについて媒体(ホームページ、ちらし)等を用いて情報提供を行う。
- ・県は、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会について、ホームページ等にて周知を図る。

◆医療機関

- ・がん診療を行うすべての医療機関は、がん性疼痛等の身体症状の緩和及び精神心理的な問題への対応を行い、がんと診断された時からの緩和ケアを提供する。
- ・拠点病院は、緩和ケアチームの機能を強化し、緩和ケア診療実施計画書の作成、苦痛のスクリーニングや専門的緩和ケア等の提供を行う。
- ・拠点病院において、自施設のがん診療に携わる全ての医師が、がん診療に携わる医師に対

する緩和ケア研修会を修了する。

- ・がん診療を行う医療機関において、切れ目のない緩和ケアを提供するため、退院前に在宅医療に係る医療機関等と共同でカンファランスを実施するなど、在宅緩和ケアを推進する。

◆関係団体

- ・福岡県医師会は、地域の医療機関、診療所などの医師会員に対し、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会への参加を積極的に働きかける。
- ・各専門職種団体において、緩和ケアに関する研修会等を行い、緩和ケアの周知に努める。

◆県民

- ・緩和ケアに関する正しい理解に努める。

(4)在宅医療の推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の 評価
⑨退院支援担当者の配置がある 病院(※200 床以上)	88 施設(57%) (平成 23 年度)	—	100% (平成 28 年度)	—
⑩がん患者の在宅死亡割合	6.2% (平成 23 年)	7.2% (平成 24 年)	8.7% (平成 28 年)	進展している

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、福岡県保健医療計画に基づき計画を推進し、「福岡県在宅医療推進協議会」と連携を図り、在宅医療を支える環境づくり等に努める。
- ・県は、地域在宅医療支援センター、がん相談支援センターの周知に努める。

◆医療機関

- ・医療分野、介護分野の連携体制を強化し在宅医療の充実を図る。
- ・退院後の療養支援を適切に行うため、病院と地域の医療機関、訪問看護ステーションなどの関係機関が連携して、退院支援を行う。

◆関係団体

- ・医療分野、介護分野の連携体制を強化し在宅医療の充実を図る。

◆県民

- ・住み慣れた地域での療養生活に必要な社会資源を知る。
- ・がん患者やその家族を生活地域全体で支え合う。

2. がんに関する相談支援及び情報提供体制の整備

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の評価
㊦がん相談支援センター相談員指導者研修総修了者数(県内)	9 人	12 人	18 人以上	進展している
㊦がん相談支援センターにおける基礎研修会全過程修了者2名以上の配置	13/18	—	18/18	—
拠点病院のがん相談支援センターでの相談件数合計(2か月間)	3,565 件	—	5,000 件以上	—

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は拠点病院等におけるがん相談支援体制の充実支援および広報などの周知を行う。
- ・県は、国立がん研究センターが実施するがん相談支援センター相談員研修への受講を促進する。
- ・県は、がん患者・体験者やボランティアとの連携を推進する。
- ・県は、ピアサポート研修会に対し、講師を派遣する等協力する。
- ・県は、ホームページ等を活用し、高額療養費制度等の社会資源の周知を図る。

◆医療機関

- ・拠点病院等は、がん相談支援センターにおける情報提供体制の充実を図り、生活の質の充実を視野に入れた活動を行う。
- ・拠点病院等は、自施設のがん診療の実施状況等についてホームページに掲載し、地域医療機関の情報収集を行い提供する。
- ・拠点病院を中心とした、地域での相談員研修会等を開催する。
- ・拠点病院はがん相談支援センターとピアサポート、がんサロンの相互理解を深め、より良い活動の構築に努める。
- ・がん相談支援センターの相談員は、相談員研修を受講する等、相談支援の質の向上に努める。

◆関係団体

- ・医療相談窓口を設置し、相談に対応する。
- ・関係団体と医療機関とが協力し、ピアサポート研修会等を開催し、ピアサポーターの知識等の向上を図る。

◆県民

- ・がん相談支援センターの役割を理解し活用する。

3. がんの予防の推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 34 年度	進捗状況の評価
㊦成人の喫煙率	20.2% (平成 23 年)	—	13%	—
㊦受動喫煙率				
行政機関	10.3%	—	0%	—
医療機関	6.8%	—	0%	—
家庭	61.2%	—	5%	—
飲食店	50.1%	—	16%	—
㊦成人の野菜摂取量の増加	259g	—	350g	—
㊦肥満者(BMI25 以上の)割合 の減少	20～60 歳代男性 30% 40～60 歳代女性 18.5%	— —	20～60 歳代男性 28% 40～60 歳代女性 16%	— —

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の評価
㊦拠点病院の敷地内禁煙	11/18	—	18/18	—

たばこ対策、食生活や運動など生活習慣の改善推進に関しては、福岡県健康増進計画「いきいき健康ふくおか21」に基づき、目標値達成に向け計画を推進する。

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、肝炎の予防等に関する普及啓発を、各関係機関と協力し推進する。
- ・県及び保健所設置市は、肝炎ウイルス無料検査を行い、B型、C型肝炎ウイルス感染に関する相談を実施する。
- ・県は、肝疾患診療連携拠点病院を指定し、支援を行う。
- ・県は、肝炎治療医療機関や肝疾患専門医療機関において行われる、肝炎治療に係る医療費助成事業を引き続き行う。
- ・県は、感染に起因するがんについて、国及び関係学会から情報収集を行い、必要に応じ情報提供を行う。
- ・県は、がん対策推進企業連携協定企業や「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所などに、肝炎の検査や治療についての情報を提供する。
- ・県は、児童生徒に対する学校の教育活動全体を通じて、がん予防の重要性やがん患者に対する理解につながるよう、がん教育を推進する。

◆医療機関

- ・肝疾患診療連携拠点病院において、肝炎患者等に最新の治療情報を提供し、治療につなげる取組を推進する
- ・肝炎治療医療機関、肝疾患専門医療機関において適切な肝炎の治療を実施する。
- ・肝炎治療コーディネーターの養成を行う。
- ・肝炎ウイルスキャリアに対する保健指導を行う。
- ・拠点病院は HTLV-1 関連疾患である ATL に関する医療相談を行う。

◆関係団体

- ・がん対策推進企業連携協定企業や「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所などは、働きながら肝炎の継続治療ができる環境づくりに努める。

◆県民

- ・肝炎について正しく理解する。
- ・肝炎ウイルス検査を受ける。
- ・ウイルスや細菌感染に起因するがんについて知る。

4. がんの早期発見の推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年	目標 平成 29 年	進捗状況の評価
がん検診受診率				
胃がん	28.5%	—	5 年以内に 50%	—
肺がん	19.1%	—	(胃、肺、大腸	—
大腸がん	21.1%	—	は当面 40%)	—
乳がん	34.4%	—		—
子宮頸がん	34.7%	—		—
(国民生活基礎調査)	(H22 年度)			
㊦がん検診の精検受診率				
胃がん	87.1%	—	各がん検診	—
肺がん	87.4%	—	90%以上	—
大腸がん	73.6%	—		—
乳がん	89.6%	—		—
子宮頸がん	71.1%	—		—
(地域保健事業・健康増進報告)	(H22 年度)			
㊦がん検診の未把握率				
胃がん	7.2%	—	各がん検診	—
肺がん	6.2%	—	5%未満	—
大腸がん	12.2%	—		—
乳がん	6.0%	—		—

子宮頸がん (地域保健事業・健康増進報告)	17.5%	—		—
㊦「働く世代をがんから守るがん 検診推進事業」への登録事業 所数	589 事業所	1,223 事業所 (平成 25 年 12 月 31 日)	10,000 事業所 以上	

※精検受診率とは、要精検者のうち、精密検査を受けた者の割合。

未把握率とは、要精検者のうち、精検受診の有無が分からない者、及び精検結果が正確に分からない者の割合。

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、市町村における科学的根拠に基づく検診実施体制の構築を推進し、がん検診の精度管理や事業評価の重要性を啓発する。
- ・県は、市町村のがん検診実施状況等について、福岡県集団検診協議会等において協議し、市町村や検診機関に情報公開する。
- ・県は、がん検診に係る医師や技師を対象に研修を実施し、資質向上や検診従事者を養成し確保を推進する。
- ・県は人間ドッグや職域におけるがん検診の受診状況を含め、実質的ながん検診受診率の把握などに努める。
- ・県は、「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への登録事業所を増やし、フォーラムの開催などで情報提供を行い、職域におけるがん検診受診啓発を推進する。
- ・県は、児童生徒に対する学校の教育活動全体を通じて、がん検診の重要性の理解や受診勧奨につながるよう、がん教育を推進する。
- ・県と市町村は、県民に対しがん検診の有効性の理解を促し、がん検診に関する正しい情報の提供に努めるとともに、がん検診啓発活動を行う。
- ・市町村は、がん検診の実施、提供体制の充実を図る。
- ・市町村は受診対象者や要精検者の受診状況を把握し、受診勧奨に努める。

◆医療機関

- ・検診医療機関は、がん検診の休日実施や他のがん検診および特定健診との同時実施など、受診者の利便性に配慮した実施体制を整備、継続しがん検診受診率向上を目指す。
- ・検診医療機関は、科学的根拠に基づいた、精度の高いがん検診および精密検査の実施を行う。
- ・かかりつけ医等におけるがん検診の受診勧奨を行う。
- ・医療機関は、公開講座等により、がん検診およびがんの知識に関する普及に努める。

◆関係団体

- ・福岡県集団検診協議会において、がん検診の有効性や精度管理について協議し、必要に応じて、市町村や検診機関に対し、助言・指導を行う。
- ・「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」登録事業所はがん検診の受診勧奨を行う。

- ・がん対策推進企業等連携協定企業は、従業員及び地域住民に対するがん検診の啓発活動を行う。
- ・地域婦人会は研修会やがん検診受診啓発活動を行う。
- ・がん患者会はがん検診受診啓発活動を行う。

◆県民

- ・がんの早期発見やがん検診の必要性に関する知識を取得し、理解を深める。
- ・適正年齢、適正間隔でがん検診を受診する。
- ・がん検診推進事業(無料クーポン券)を活用し、がん検診を受診する。

5. がん登録の推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の評価
⑨地域がん登録に届け出た病院の割合	17% (77/451 機関)	—	100%	—
⑩地域がん登録の精度向上	— —	— —	DCN<30% IM 比 $\geq$ 1.5	— —

※DCN(Death Certificate Notification)とは、がん死亡情報で初めて登録室が把握した者の割合のこと。

IM 比(Incidence/Mortality 比)とは、罹患数と死亡数との比のこと。

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、福岡県がん登録事業において、市町村に対し拠点病院が行う院内がん登録の予後調査への協力を依頼し、精度の高い院内がん登録を推進する。
- ・県は、地域がん登録についてホームページ上で情報を提供し、医療機関を対象にした説明会等を実施し、届出への協力依頼を行う。
- ・県は、地域がん登録の精度向上を推進し、県内におけるがんの実態把握に努める。

◆医療機関

- ・拠点病院は国が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施し、院内がん登録の研修の受講者を増加させ、質の高いがん登録の推進に努める。
- ・医療機関において、地域がん登録の届出を行う。

◆関係団体

- ・県医師会は、県と共に医療機関に対し地域がん登録に係る説明会を開催するなど、地域がん登録の円滑な実施に協力する。

◆県民

- ・がん登録の意義を理解し、医療機関におけるがん登録に協力する。

6. がん研究の推進

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の評価
㊦拠点病院における臨床研究コーディネーターの配置	8/18	—	18/18	—
㊦拠点病院における 臨床研究・治験に関する情報 提供	11/18	—	18/18	—

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、治験・臨床試験などの情報収集を行い、県民への情報提供に努める。
- ・県は、地域がん登録の結果を評価・分析し、がん対策に役立てる。
- ・県は、先進的な治療施設の周知に努めるとともに、情報収集を行う。

◆医療機関

- ・治験・臨床試験を行う医療機関は、臨床研究コーディネーター（CRC）を配置するなど、安全に取り組める環境を整備し、推進する。
- ・院内がん登録を実施する医療機関は、その精度向上を図る。
- ・がんに関する治験・臨床研究を行う医療機関は、県民に対しその研究の情報を提供する。

◆関係団体

- ・県医師会は、治験推進研究事業を実施し治験実施基盤の整備を進める。

◆県民

- ・治験や臨床試験の意義を理解し、協力する。

7. 働く世代のがん患者支援の充実

【到達目標】

	計画策定時 平成 24 年度	現状 平成 25 年度	目標 平成 29 年度	進捗状況の評価
㊦「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への登録事業所数	589 事業所	1,223 事業所 (平成 25 年 12 月 31 日)	10,000 事業所 以上	

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所やがん対策推進企業等連携協定企業に、がんの正しい知識の普及を図ることで、がん患者・経験者の就労に対する理解を促す。

- ・県は、高額療養費制度など公的な助成制度の情報提供を行う。

◆医療機関

- ・拠点病院のがん相談支援センターにおいて、就労、生活相談などの相談支援を行う。

◆関係団体

- ・がん対策推進企業等連携協定企業は、がん患者（経験者を含む）が、治療と就労を両立できる環境づくりの推進を図る。
- ・「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所は、がんやがん患者の就労に対する理解の促進を図る。
- ・医師会等は、がん患者の就労に関する研修会を開催し、医療従事者の質の向上に努める。

◆県民

- ・がん治療と就労に対する、正しい理解を深める。

8. 小児がん対策の充実

【具体的な取組】

◆行政

- ・県は、県民に対して小児がんに関する情報提供を行う。

◆医療機関

- ・小児がん診療を行う医療機関は、小児がん患者またその家族に、適切な情報提供を行う。
- ・小児がん拠点病院（九州大学病院）と小児がん診療病院（県内では、九州がんセンター、産業医科大学病院、久留米大学病院、福岡大学病院）は、連携して診療を行う。
- ・小児がん拠点病院・小児がん診療病院は、地域の医療機関（小児連携病院）と連携し、九州・沖縄地域小児がん医療提供体制協議会に基づいて、県内における小児がん医療連携体制を構築する。
- ・小児がん拠点病院と拠点病院は、相互の連携を図る。

◆関係団体

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会は、各会員医療機関に対し、小児がん医療について情報提供を行う。
- ・医師会、看護協会等は、小児がんに関する研修会を開催し、医療従事者の質の向上に努める。

◆県民

- ・小児がんに関する正しい情報を知る。

福岡県行政資料	
分類記号 G A	所属コード 4 4 0 0 2 0 0
登録年度 2 5	登録番号 0 0 0 2